

29年度一般会計補正予算 1億3,339万8千円追加、総額62億7,152万5千円に

一般会計補正予算の主なもの

歳入	地方交付税	△1,505万8千円
	民生費県補助金（介護基盤緊急整備特別対策事業補助他）	4,266万7千円
	繰越金	4,427万9千円
歳出	介護保険費（介護基盤緊急整備特別対策事業補助他）	4,327万9千円
	農地等災害復旧費（現年災）	3,230万円

歳入補正額				
地方特例交付金 101万2千円	地方交付税 △1,505万8千円	分担金及び負担金 129万8千円	国庫支出金 1,447万2千円	県支出金 7,283万3千円
寄付金 300万円	繰入金 1,000万円	繰越金 4,427万9千円	諸収入 226万円	町債 △69万8千円

歳出補正額				
総務費 1,707万円	民生費 5,867万6千円	衛生費 △163万1千円	農林水産業費 64万1千円	商工費 △69万3千円
土木費 1,569万1千円	消防費 55万6千円	教育費 330万2千円	災害復旧費 4,100万円	予備費 △121万4千円

平成28年度特別会計補正予算

国民健康保険	8,127万8千円	介護保険事業	4,594万1千円
公共下水道事業	397万円	後期高齢者医療	63万3千円
簡易水道事業	11万円		

※△は減額、無印は増額を示しています。 ※特別会計は補正額を示しています。

町の財政 どうなってるの？

平成28年度の町の健全化判断比率の状況について審査した監査委員からの意見書を紹介します

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼して実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

健全化判断比率	平成28年度	平成27年度	早期健全化基準
実質赤字比率※①	0.0%	0.0%	15.0%
連結実質赤字比率※②	0.0%	0.0%	20.0%
実質公債費比率※③	8.1%	8.4%	25.0%
将来負担比率※④	0.0%	6.5%	350.0%

(2) 個別意見

特に意見はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

※実質収支 地方公共団体の純剰余又は純損失。
 ※①実質赤字比率 財政の赤字の深刻度を把握するための比率。
 ※②連結実質赤字比率 自治体が自由に使える収入の標準額に対する全会計の赤字額の割合。
 ※③実質公債費比率 自治体の収入に対する借金の返済額を示す数値。
 ※④将来負担比率 自治体が将来支払う可能性のある負債の一般会計に対する比率。
 ※⑤実質収支比率 実質収支の適否を判断する指標。
 ※⑥経常収支比率 一般財源のうち毎年経常的に支出される経費（人件費・公債費等）に充当されたものが占める割合。
 ※⑦財政力指数 財政力の豊かさを示す指数。

参考 財政諸指数の推移

	実質収支比率※⑤	経常収支比率※⑥	財政力指数※⑦	実質公債費比率
平成28年度	2.8%	94.3%	0.37%	8.1%
平成27年度	5.2%	90.7%	0.37%	8.4%
標準値	3～5%が望ましい	比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいる	1に近いほど良好	25%を超えると起債発行が制限される

*玉名郡内の実質公債費比率は和木町が6.7%、玉東町が6.6%、長洲町が15.0%です。(H27)

本年度の実質収支比率は2.8%であり、前年度より2.4%の減となっている。予算の執行率は、歳入において85.2%、歳出において83.7%の執行率で、概ね計画通りに執行がなされている。なお、不用額が1億1,457万4千円で前年度より1億1,758万7千円減少しているが、適正な予算補正をして、さらに、計画的な予算の計上に努められたい。

28年度決算へ 監査委員より

今後とも財政収支の均衡を堅持し、より堅実な財政運営に努められたい。
 不能欠損額の内訳は個人町民税40万675円（18件）、法人町民税0円（0件）、固定資産税239万4,500円（42件）、軽自動車税16万9,200円（40件）で、地方税法第18条第1項及び同法第15条の7第4項及び第5項に基づく時効等不能欠損である。しかし、町税の滞納額は、2,035万9,456円と高額になっており、収納については一層の努力をされたい。